

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次
◆規 則 鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三土地対策課の項課長専決事項の欄中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 国土利用計画法施行規則第二十一条第四項の規定による確認の処理期限の延長の決定

別表第三県民生活課の項課長専決事項の欄第六号中(四)及び(五)を削り、同号(六)中「会計の状況の検査」の下に「(町村の区域に所在する組合に係るものを除く。)」を加え、同号中(六)を(四)とし、(七)を(五)とする。

別表第三衛生課の項課長専決事項の欄第二十一号(四)中「供与」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二保健所長の項第三十二号(六)の規定により保健所長に委任された事務を除く。)」を加え、同欄第二十五号(四)中「供与」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二保健所長の項第三十五号(六)の規定により保健所長に委任された事務を除く。)」を加える。

別表第三医务課の項部長専決事項の欄に次の二号を加える。

十三 鳥取県官病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)第十二条の規定による授業料の減免

十四 鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十三年三月鳥取県条例第十五号)第六条の規定による授業料の免除
別表第三商工指導課の項部長専決事項の欄中第十五号を削り、第十四

号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律 (昭和四十八年法律第百九号) に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第三条第二項の規定による調整が行われることがある旨の公示 (以下商工指導課の項において「調整の公示」という。)
 - (二) 第三条第三項の規定による建物に係る表示及び調整の公示
 - (三) 第三条第五項の規定による調整の公示が効力を失う旨の公示
 - (四) 第三条第六項の規定による調整の公示が効力を失う旨の公示
 - (五) 第三条の二第二項の規定による調整の公示をして差し支えない旨の通商産業大臣への通知
 - (六) 第三条の二第三項の規定による調整の公示
 - (七) 第十四条の規定による営業の停止の命令
 - (八) 第十五条の三の規定による国の関係行政機関の長に対する助言の要請
- 別表第三商工指導課の項課長専決事項の欄中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。
- 十三 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律 に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十四条の二第一項の規定による種別変更前にされた届出に係る書類の引継ぎ
 - (二) 第十五条の規定による開店日等の市町村の長等への通知
 - (三) 第十六条の規定による建物の設置者等からの報告の徴収又は事務所等への立入検査

別表第三商工振興課の項を次のように改める。

通商観 光課	一	二	三	四	五
鳥取県工場設置促進条例(昭和四十二年三月鳥取県条例第四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	鳥取県工場設置促進条例(昭和四十二年三月鳥取県条例第四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	二 工場適地への企業誘致に係る事務のうち軽易なもの	二 工場適地への企業誘致に係る事務のうち軽易なもの(境港外港昭地区和、境港外港竹内地区及び米子港旗ヶ崎地区及び米子港旗ヶ崎地区に係るものを除く。)	二 工場適地への企業誘致に係る事務のうち軽易なもの(境港外港昭地区和、境港外港竹内地区及び米子港旗ヶ崎地区に係るものを除く。)	二 工場適地への企業誘致に係る事務のうち軽易なもの(境港外港昭地区和、境港外港竹内地区及び米子港旗ヶ崎地区に係るものを除く。)
(一) 第二条の規定による奨励金の交付	(一) 第二条の規定による奨励金の交付	(一) 第七条の規定による奨励金の交付の中止又は既に交付した奨励金の返還の命令	(一) 第七条の規定による奨励金の交付の中止又は既に交付した奨励金の返還の命令	(一) 第六条の規定による奨励金の交付を受ける資格を有する者及び奨励金の交付を受けている者について相続又は合併があつた旨の届出の受理	(一) 第六条の規定による奨励金の交付を受ける資格を有する者及び奨励金の交付を受けている者について相続又は合併があつた旨の届出の受理
(二) 第七条の規定による奨励金の交付の中止又は既に交付した奨励金の返還の命令	(二) 第五条の規定による奨励金の交付申請書の受理	二 工場適地への企業誘致に係る事務のうち軽易なもの(境港外港昭地区和、境港外港竹内地区及び米子港旗ヶ崎地区に係るものを除く。)	三 誘致に係る企業の状況の調査	三 誘致に係る企業の状況の調査	三 誘致に係る企業の状況の調査
二 工場適地への企業誘致に係る事務のうち軽易なもの(境港外港昭地区和、境港外港竹内地区及び米子港旗ヶ崎地区に係るものを除く。)	四 工場適地に関する調査及び資料の作成	三 誘致に係る企業の状況の調査	四 工場適地に関する調査及び資料の作成	四 工場適地に関する調査及び資料の作成	四 工場適地に関する調査及び資料の作成
三 工場適地への企業誘致に係る事務のうち重要なもの(境港外港昭地区和、境港外港竹内地区及び米子港旗ヶ崎地区に係るものを除く。)	五 工場適地の視察会の開催	四 工場適地への企業誘致に係る事務のうち軽易なもの(境港外港昭地区和、境港外港竹内地区及び米子港旗ヶ崎地区に係るものを除く。)	五 旅行業法施行令の規定により知事の権限に属するものとされた旅行業法に基づく事務のうち次に掲げるもの	五 旅行業法施行令の規定により知事の権限に属するものとされた旅行業法に基づく事務のうち次に掲げるもの	五 旅行業法施行令の規定により知事の権限に属するものとされた旅行業法に基づく事務のうち次に掲げるもの
四 工場適地の視察会の開催	(一) 第六条の四第二項の規定による登録事項の変更の届出が	五 工場適地への企業誘致に係る事務のうち軽易なもの(境港外港昭地区和、境港外港竹内地区及び米子港旗ヶ崎地区に係るものを除く。)	(一) 第六条の四第二項の規定による登録事項の変更の届出が	(一) 第六条の四第二項の規定による登録事項の変更の届出が	(一) 第六条の四第二項の規定による登録事項の変更の届出が
五 工場立地法施行令(昭和四十九年政令第二十九号)第五条の規定により知事の権限に属するものとされた工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)に基					

づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条の規定に基づく勧告

(二) 第十条の規定に基づく変更命令

(三) 第十一条第二項又は第三項の規定に基づく期間の短縮

六 貿易のあつせんに関する事務

七 県物産の紹介、あつせん及び販路の拡張に関する計画の作成

八 博覧会、展示会、見本市等への県物産の出品に関する計画の作成

九 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)第三条第二項の規定による伝統的工芸品産業に関する振興計画の検討及び通商産業大臣への送付

十 旅行業法施行令(昭和四十六年政令第三百三十八号)の規定により知事の権限に属するものとされた旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)に基づく事務のうち次に掲げるもの

あつた事項の登録

(一) 第七条第四項の規定による営業保証金の供託の届出をすべき旨の催告

(二) 第七条第五項の規定による旅行業の登録の取消し

四 第二十条の規定による旅行業の登録のまつ消

(四) 第二十六条第一項又は第二項の規定による旅行者等への業務に関する報告の徴収又は旅行者等への立入検査

(一) 第五条第一項の規定による旅行業の登録

(二) 第十一条の三四項第一号ロの規定による国内旅行業務取扱主任者試験に合格した者と同等以上の知識及び能力を有することの認定

(三) 第十二条第二項の規定による旅行業務の取扱いの料金の変更の命令

四 第十二条の二第一項の規定による旅行業約款の認可又は変更の認可

(四) 第十二条の二第三項の規定による旅行業約款の変更の命令

(六) 第十九条第一項の規定による旅行業務の停止の命令又は旅行業の登録の取消し

(七) 第二十三条の規定による聴聞の実施

十一 旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

<p>(一) 第十条第一項又は第二項の規定による旅行業務取扱主任者認定証の交付又は再交付</p> <p>(二) 第十一条第一項の規定による旅行業務取扱主任者の認定の取消し及び認定書の返納の命令</p> <p>(三) 第四十三条第二項の規定による聴聞会の議長の指名</p> <p>十二 通訳案内業法（昭和二十四年法律第二十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第三条の規定による通訳案内業の免許</p> <p>(二) 第十四条の規定による通訳案内業の取消し又は営業の停止の命令</p>	
---	--

別表第三観光課の項を削る。

別表第三農林部共通の項中「農林部」を「農林水産部」に改め、同表農業指導課の項部長専決事項の欄第一号中「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）」を「森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）」に、「第八十条」を「第一百一十一条」に、「第八十一条」を「第一百零三条第一項」に改め、同欄中第一号の三を第一号の四とし、第一号の二

を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二 森林組合法施行令（昭和五十三年政令第二百八十六号）第六条の規定により知事の権限に属するものとされた森林組合法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第一百一十一条の規定による森林組合連合会の業務又は会計の状況の検査

(二) 第一百十三条第一項の規定による森林組合連合会に対する必要な措置をとるべき旨の命令のうち(一)の検査に係るものの命令

別表第三畜産課の項の次に耕地課の項として次のように加える。

耕地課	一 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	一 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
<p>(一) 第四条の二第四項の規定による土地改良長期計画の案の作成のための意見の提出（第四条の三第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>(二) 第八条第一項の規定による土地改良事業計画等の適否の決定（第四十八条第七項（第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、第九十五条第三項及び第九十六条の二第五項において準用す</p>	<p>(一) 第四条の二第四項の規定による土地改良長期計画の案の作成のための意見の提出（第四条の三第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>(二) 第八条第一項の規定による土地改良事業計画等の適否の決定（第四十八条第七項（第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、第九十五条第三項及び第九十六条の二第五項において準用す</p>	<p>(一) 第六条第三項の規定による農用地造成事業に係る農用地外資格者の同意が得られない場合のあつせん又は調停（第四十八条第六項、第八十五条第四項及び第九十六条の二第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>(二) 第七条第五項の規定による農用地の改良等に関し専門的知識を有する技術吏員の援助（第九十五条第三項及び第九</p>

る場合を含む。)

- (㉑) 第九条第二項の規定による異議の申出に対する決定(第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。)
- (㉒) 第二十九条の三第一項の規定による仮理事の選任等
- (㉓) 第四十一条第四項の規定による異議の申出に対する決定
- (㉔) 第五十二条第一項の規定による換地計画の認可(第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)
- (㉕) 第五十二条の二第一項の規定による換地計画の適否の決定(第五十三条の四第二項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)
- (㉖) 第五十六條第二項の規定による土地改良施設を下水道等の施設の用と兼ねて供すること等の承認
- (㉗) 第五十六條第三項の規定による農業用排水施設の水を

十六條の二第五項において準用する場合を含む。)

- (㉑) 第十条の規定による土地改良区の設立の認可及びその旨の公告(第九十五条第三項及び第九十六条の二第五項において準用する場合を含む。)
- (㉒) 第十八條第十七項の規定による土地改良区の役員就任等の公告(第六十八條第二項において準用する場合を含む。)
- (㉓) 第二十九條の規定による土地原簿の一部の主たる事務所以外の場所における備付けの承認及びその旨の公告
- (㉔) 第三十條の規定による土地改良区の定款の変更の認可及びその旨の公告
- (㉕) 第三十六條第八項の規定による土地改良事業に要する経費の一部の徴収の認可
- (㉖) 第四十七條第一項の規定による農用地の改良等に関し専門的知識を有する技術吏員の

利用するための協議をすることができない場合等の裁定

- (㉑) 第五十七條の二の規定による管理規程の認可又は変更等の認可(第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)
- (㉒) 第八十五条の三第二項の規定による農用地造成事業の計画の概要についての意見の聴取
- (㉓) 第八十六条第一項の規定による土地改良事業の適否の決定
- (㉔) 第八十七条第一項の規定による土地改良事業計画の決定
- (㉕) 第八十七条の二第一項又は第二項の規定による土地改良事業計画又は土地改良施設に係る予定管理方法等の決定
- (㉖) 第八十七条の二第三項の規定による土地改良事業計画の決定についての同意の取得
- (㉗) 第八十七条の二第四項又は第五項の規定による土地改良

援助(第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)

- (㉑) 第四十八條の規定による土地改良事業計画の変更の認可及びその旨の公告(第九十五条の二第三項及び第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。)
- (㉒) 第五十二条第九項において準用する第七條第五項の規定による農用地の改良等に関し専門的知識を有する技術吏員の援助(第五十三条の四第二項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)
- (㉓) 第五十二条の二第三項の規定による関係農業委員会の意見の聴取(第五十三条の四第二項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)
- (㉔) 第五十三条の四第一項の規定による換地計画の変更の認

- 事業計画等についての協議
- ㉑ 第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業計画の変更についての同意の取得
 - ㉒ 第八十七条の三第二項の規定による農用地造成事業等に係る土地改良事業計画の変更等についての同意の取得
 - ㉓ 第八十七条の三第四項又は第五項の規定による土地改良事業計画の変更についての協議
 - ㉔ 第八十七条の三第七項の規定による市町村特別申請事業に係る土地改良事業計画の変更についての意見の徴取及び同意の取得
 - ㉕ 第八十八条第一項の規定による応急工事計画の決定
 - ㉖ 第八十九条の二第一項の規定による換地計画の決定
 - ㉗ 第八十九条の二第三項において準用する第五十三条の二の二第一項規定による換地計画を定めぬことについての

- 可(第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)
- ㉘ 第五十四条第四項及び第五項の規定による換地処分があつた旨の公告及び管轄登記所への通知(第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)
- ㉙ 第六十七条の規定による土地改良区の解散の認可及び公告
- ㉚ 第七十二条の規定による土地改良区の合併の認可及び公告
- ㉛ 第七十七条第二項の規定による土地改良区連合の設立の認可
- ㉜ 第八十一条の規定による土地改良区連合の所属土地改良区の数の増減の認可
- ㉝ 第八十六条第二項の規定による土地改良事業の適否の認定に係る協議
- ㉞ 第九十四条の六第一項の規

- 同意の取得
- ㉟ 第八十九条の二第六項の規定による一時利用地の指定又は土地の使用等の停止の命令
 - ㊱ 第八十九条の二第七項の規定による土地の使用等の停止の命令
 - ㊲ 第八十九条の二第八項において準用する第五十三条の七の規定による一時利用地の指定等に伴う土地の管理
 - ㊳ 第八十九条の二第九項の規定による換地処分
 - ㊴ 第九十三条の二第一項の規定による管理規程の制定
 - ㊵ 第九十三条の三において準用する第五十七条の三の規定による廃水の量を減ずること等の措置をとるべきこと要求
 - ㊶ 第三百三十四条の規定による違反行為に対する措置命令
 - ㊷ 第三百三十五条第一項の規定による土地改良区の解散の命令

- 定による土地改良財産の管理
- ㊸ 第九十四条の十第一項の規定による土地改良施設の管理の委託
- ㊹ 第三百十三條の二第二項の規定による土地改良事業の工事の完了に係る届出があつた旨の公告
- ㊺ 第三百十三條の二第三項の規定による土地改良事業の工事を完了した旨の公告
- ㊻ 第三百三十二條第一項の規定による土地改良区等の業務又は会計の状況の検査の実施(地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第三十二号㊼の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。)
- ㊼ 第三百三十三條の規定による土地改良区の事業又は会計の状況の検査の実施
- 二 非補助土地改良事業助成措置要綱第二の2に基づく利子の軽減の対象となる事業の認定

二 土地改良法施行令第五十一条の三の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八十九条の二第一項の規定による国営土地改良事業に係る換地計画の決定

(二) 第八十九条の二第二項において準用する第五十二条第六項の規定による国営土地改良事業に係る換地計画についての会議の召集

(三) 第八十九条の二第三項において準用する第五十三条の二の二第一項の規定による国営土地改良事業に係る換地計画を定めないことについての同意の取得

(四) 第八十九条の二第六項の規定による国営土地改良事業に係る一時利用地の指定又は土地の使用等の停止の命令

(五) 第八十九条の二第七項の規定による国営土地改良事業に

三 海岸法に基づく知事の権限に属する事務のうち河川課の項長専決事項の欄第六号に掲げるもの

係る土地の使用等の停止の命令

(六) 第八十九条の二第八項において準用する第五十三条の七の規定による国営土地改良事業に係る一時利用地の指定等に伴う土地の管理

(七) 第八十九条の二第九項の規定による国営土地改良事業に係る換地処分

(八) 第八十九条の二第十項において準用する第五十四条第四項及び第五項の規定による国営土地改良事業に係る換地処分の公告及び管轄登記所への通知

三 土地改良法施行令第七十二条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九十四条の二の規定による付替工事によつて生じた土地改良財産たる土地等と用途を廃止された土地等との交換

- (一) 第九十四条の三の規定による土地改良財産たる土地等の土地改良区等への譲与
- (二) 第九十四条の四の規定による土地改良施設に係る土地等の土地改良区等への譲与
- (三) 第九十四条の四の二第一項の規定による土地改良財産の目的外使用等の承認
- (四) 第九十四条の五第一項の規定による土地改良財産台帳の備付け
- (五) 第九十四条の八第三項の規定による配分を受ける者の選定及び配分通知書の交付
- (六) 第九十四条の八第七項の規定による埋立予定地の使用の承認
- 四 土地改良法施行令第四十七条の規定による総代の選挙に関する規定についての選挙管理委員会の意見の聴取
- 五 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち河川課の項部

長専決事項の欄第七号に掲げるもの(耕地課の分掌事務に係るものに限る。以下耕地課の項部長専決事項の欄第六号及び課長専決事項の欄第三号において同じ。)

六 鳥取県海岸法施行細則(昭和三十五年五月鳥取県規則第二十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち河川課の項部長専決事項の欄第八号に掲げるもの

別表第三林務課の項部長専決事項の欄第一号中「森林法」の下に「昭和二十六年法律第二百四十九号」を加え、(一)から(四)までを削り、(四)を(一)とし、同欄第二号及び第三号を次のように改める。

二 森林組合法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第七十八条第二項の規定による組合の設立に関する報告書の提出の要求(第百条第三項において準用する場合を含む。(二)において同じ。)
- (二) 第七十九条の規定による組合の設立の認可
- (三) 第八十三条第三項において準用する第七十八条第二項の規定による組合の解散の決議に関する報告書の提出の要求(第百条第四項において準用する場合を含む。以下四から(六)までにおいて同じ。)

- 四 第八十三条第三項において準用する第七十九条の規定による組合の解散の決議の認可
- 五 第八十四条第三項において準用する第七十八条第二項の規定による組合の合併に関する報告書の提出の要求
- 六 第八十四条第三項において準用する第七十九条の規定による組合の合併の認可
- 七 第八十八条第二項の規定による清算人の選任
- 八 第一百十条の規定による組合の業務又は財産状況の報告の徴収
- 九 第一百十二条の規定による組合に対する監督上必要な命令
- 一〇 第一百十三条第一項の規定による組合に対する必要な措置をとるべき旨の命令のうち八の報告の徴収に係るものの命令
- 一一 第一百十三条第二項の規定による組合の業務の停止又は役員の変更の命令
- 一二 第一百十三条第三項の規定による組合の信託規程等の承認の取消し
- 一三 第一百五十五条の規定による組合の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し
- 一四 第一百十六条の規定による専用契約の取消し
- 一五 森林組合法施行令第六条の規定により知事の権限に属するものとされた森林組合法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- 一六 第一百十条の規定による森林組合連合会の業務又は財産状況の報告の徴収
- 一七 第一百十三条第一項の規定による森林組合連合会に対する必要な措置をとるべき旨の命令のうち一の報告の徴収に係るものの命令

一八 第一百十三条第二項の規定による森林組合連合会の業務の停止又は役員の変更の命令

一九 第一百五十五条の規定による森林組合連合会の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し

二〇 第一百十六条の規定による専用契約の取消し

別表第三林務課の項課長専決事項の欄中「森林法第一百十九条の規定による森林組合の定款の変更の認可（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第二十九号九の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）」を削る。

別表第三水産課の項部長専決事項の欄第一号中「漁港整備事業及び」を削り、「漁港工事等」を「漁場工事」に改め、同欄中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、第八号を第五号とし、第九号を削り、第十号を第六号とし、第十一号を削り、第十二号を第七号とし、以下五号ずつ繰り上げる。

別表第三水産課の項課長専決事項の欄第一号から第三号の四までの規定中「漁港工事等」を「漁場工事」に改め、同欄中第八号及び第九号を削り、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を削り、第四号を第七号とし、第三号の四を第六号とし、第三号の三を第五号とし、第三号の二を第四号とし、第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同項の次に漁港課の項として次のように加える。

漁港課

一 鳥取県建設工事執行規則第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負契約の対

一 請負対象設計金額が五千万円未満の漁港工事に係る起工の決定及び当該起工の決定をした漁

<p>象となる部分の設計金額(以下漁港課の項において「請負対象設計金額」という。)(が一億円未満の漁港整備事業に係る工事(以下漁港課の項において「漁港工事」という。)に係るもの指名</p> <p>二 漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二十八条第四項第三号の規定による漁港管理会の委員の推薦</p> <p>(二) 第三十四条の規定による漁港管理規程の制定又は変更についての農林水産大臣への認可の申請</p> <p>三 漁港法施行令(昭和二十五年政令第百三十九号)第二十一条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた漁港法に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二十四条の二の規定に</p>	<p>港工事の設計の変更(国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするもの及び契約金額の二割以上の増減を伴うもの)に係る設計の変更を除く。)</p> <p>二 請負対象設計金額が五百万円未満の漁港工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定</p> <p>三 請負対象設計金額が五千万円未満の漁港工事に係る請負契約の締結の決定</p> <p>四 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち漁港工事に係るもので次に掲げるもの</p> <p>(一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額(請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合、当初の請負対象設計金額。以下漁港課の項において(一)から</p>	<p>よる漁港修築事業の事業完了の認定</p> <p>(一) 第三十四条第一項の規定による漁港管理規程の制定又は変更の認可</p> <p>(二) 第三十七条第一項の規定による漁港施設の形質等の変更等の許可</p> <p>四 第三十七条第二項の規定による漁港施設の原状回復の命令</p> <p>(三) 第三十九条第一項の規定による工作物の建設等の許可</p> <p>(四) 第三十九条第五項の規定による工作物の建設等の許可の取消し等又は行為の中止等の命令</p> <p>(四) 第三十九条第六項の規定による工作物の建設等の中止等の命令</p> <p>(六) 第三十九条第八項の規定による危害を防止するための施設をすべきことの命令</p> <p>四 鳥取県漁港法施行細則(昭和四十八年四月鳥取県規則第三十</p>	<p>(付までを除き、同じ。)が五千万円未満の工事に係るもの作成</p> <p>(二) 第九条第一項の規定による金銭保証人等を立てることの要求のうち請負対象設計金額が五千万円未満の工事に係るもの要求</p> <p>(三) 第九条第二項の規定による金銭保証人等の承認のうち請負対象設計金額が五千万円未満の工事に係るもの承認</p> <p>(四) 第十四条第一項(第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち請負対象設計金額が五千万円未満の工事に係るもの決定</p> <p>(四) 第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち請負対象設計金額が五千万円未満の工事に係るもの決定</p> <p>(六) 第二十一条第一項の規定に</p>
---	---	--	--

二号) 第四条第二項の規定による土砂採取料等の減免

五 海岸法に基づく知事の権限に属する事務のうち河川課の項部長専決事項の欄第七号に掲げるもの(漁港課の分掌事務に係るものに限る。以下漁港課の項部長専決事項の欄第六号から第八号まで及び課長専決事項の欄第八号から第十号までにおいて同じ。)

六 鳥取県海岸法施行細則に基づく知事の権限に属する事務のうち河川課の項部長専決事項の欄第八号に掲げるもの

七 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち河川課の項部長専決事項の欄第十三号に掲げるもの

八 公有水面埋立法施行令(大正十一年勅令第百九十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち河川課の項部長専決事項の欄第十四号に掲げるもの

よる見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものの場合

(七) 第二十二條の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものの場合

(八) 第二十八條の規定による下請負者等に関する報告の要求

(九) 第三十條第一項の規定による工事の監督の命令

(一〇) 第三十三條の規定による措置の要求

(一一) 第三十九條第三項の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が五千万円未満の工事に係るものの変更に

(一二) 第四十條第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が五千万円未満の工事に係るものの変更に

(一三) 第四十條第一項後段(第三

九 鳥取県漁港管理条例(昭和三十四年四月鳥取県条例第十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第二項の規定による甲種漁港施設の滅失等の場合における指示

(二) 第六条第一項の規定による停けい泊禁止区域の指定

(三) 第十条第一項の規定による陸揚輸送及び出漁準備のための区域の指定

(四) 第十二條第一項の規定による甲種漁港施設の占用又は当該施設に定着する工作物の新築等の許可

(五) 第十三條の規定による占用料の減免、分納又は占用料の返還についてその者の責に帰することができない事由の認定

(六) 第十五條第一項の規定による許可若しくは承認の取消し又は許可に付した条件の変更等の処分

十六條第五項及び第六項、第三十七條並びに第三十九條第三項において準用する場合を含む。)の規定による工期等の変更の協議のうち請負対象設計金額が五千万円未満の工事に係るもの協議

(四) 第四十條第三項の規定による工事の施行の一時中止のうち請負対象設計金額が五千万円未満の工事に係るもの一時中止

(五) 第四十一條の規定による工期の延長の承認のうち請負対象設計金額が五千万円未満の工事に係るもの承認

(六) 第四十八條第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査等

(七) 第五十二條第一項(第五十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち請負対象設計金額が六百万円未満の工事に係るもの命令

- ㉞ 第五十七条第一項の規定による工事目的物の使用のうち請負対設計金額が五千万円未満の工事に係るもの使用
- ㉟ 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払
- ㊱ 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払
- ㊲ 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確認
- ㊳ 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払
- ㊴ 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認
- ㊵ 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査の命令のうち請負対象設計金額が六百万円未満の工事に係るものの命令

- ㊶ 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払
- 五 契約の対象となる部分の金額が一千万円未満の土地、水面等の測量及び調査で漁港工事に係るものの執行
- 六 契約の対象となる部分の金額が一千万円未満の設計又は監督で漁港工事に係るものの委託の決定
- 七 漁港法施行令第二十一条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた漁港法に基づく事務のうち次に掲げるもの
 - ㊷ 第十九条第五項後段の規定による土地又は水面への立入りの許可
 - ㊸ 第二十三条第一項の規定による工事の施行の順序等に関する必要な事項の指示
 - ㊹ 第二十四条第一項後段の規定による土地、水面への立入

- り等の許可(第三十六条第一項において準用する場合を含む。)
- 四 第三十八条の規定による漁港施設に係る利用方法及び料率の認可又はその変更の認可
- 五 第三十九条第四項の規定による工作物の建設等についての協議
- 六 第四十一条第一項の規定による報告等の要求又は立入検査
- 七 第四十一条第二項の規定による事業の施行等に関する報告の要求又は事業場等の立入検査
- 八 海岸法に基づく知事の権限に属する事務のうち河川課の項課長専決事項の欄第六号に掲げるもの
- 九 公有水面埋立法に基づく知事の権限に属する事務のうち河川課の項課長専決事項の欄第十号に掲げるもの
- 十 公有水面埋立施設法行令に基づき知事の権限に属する事務のうち河川課の項課長専決事項の欄第十一号に掲げるもの
- 十一 鳥取県漁港管理条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二条第二項の規定による乙種漁港施設の所有者等に対する当該施設の維持運営に関する資料の提出の請求又は必要な事項の勧告
- (二) 第四条第一項の規定による指定区域内における工作物の新築等の承認
- (三) 第五条の規定による停けい泊をする船舶に対する移動の命令(地方機関等決裁規則別表第四境港水産事務所長の項第五号(一)の規定により境港水産事務所長に専決させる事務を除く。)
- 四 第六条第二項の規定による停けい泊禁止区域内の停けい泊の許可(地方機関等決裁規則別表第四境港水産事務所長

の項第五号(ロ)の規定により境港水産事務所長に専決させる事務を除く。)

(田) 第七条の規定による危険物等を積載した船舶の停けい泊場所の指示又は危険物等の荷役の許可(地方機関等決裁規則別表第四境港水産事務所長の項第五号(ロ)の規定により境港水産事務所長に専決させる事務を除く。)

(内) 第八条の規定による漁港の区域内における漂流物等の除去の命令(地方機関等決裁規則別表第四境港水産事務所長の項第五号(四)の規定により境港水産事務所長に専決させる事務を除く。)

(外) 第十条の規定により陸揚又は船積を行う場所等の指示又は指定区域内の甲種漁港施設利用の許可(地方機関等決裁規則別表第四境港水産事務所長の項第五号(田)の規定により境港水産事務所長に専決させる事務を除く。)

別表第三耕地課の項を削る。

別表第三道路課の項課長専決事項の欄第一号中(ロ)を削り、(四)を(ロ)とし、(五)を(ロ)とする。

別表第三都市計画課の項課長専決事項の欄第一号中(ロ)を(ロ)とし、(ハ)から(ロ)までを一ずつ繰り下げ、(ロ)の次に(ハ)として次のように加える。

(ハ) 第四十三条第一項第六号ロの規定による市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際に宅地であつた土地である旨の確認

別表第三河川課の項部長専決事項の欄第七号中「港湾課」を「耕地課、漁港課及び港湾課」に、「第六号、第十一号及び第十二号」を「第八号、第十三号及び第十四号」に、「第五号、第九号及び第十号」を「第六号、第十号及び第十一号」に改め、同欄第八号中「(昭和三十五年五月鳥取県規則第二十四号)」を削り、同欄第十三号中「(大正十年法律第五十七号)」を削り、同欄第十四号中「(大正十一年勅令第九十四号)」を削る。

別表第三港湾課の項部長専決事項の欄第四号中「第五号(四)から」を「第七号(四)から」に改め、同欄第五号中「第六号」を「第八号」に改め、同欄第六号中「第十一号」を「第十三号」に改め、同欄第七号中「第十二号」を「第十四号」に改め、同項課長専決事項の欄第四号中「第五号」を「第六号」に改め、同欄第五号中「第九号」を「第十号」に改め、同欄第六号中「第十号」を「第十一号」に改める。

別表第三砂防課の項中「砂防課」を「砂防利水課」に改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則

第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二福祉事務所長の項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九十三条の規定による組合の業務又は財産の状況に関する報告の徴収(市の区域に所在する組合に係るものについては、当該市に所在する福祉事務所長(境港市の区域に所在する組合に係るものについては、西部福祉事務所長))

(二) 第九十三条の二の規定による組合員等に関する報告の徴収(市の区域に所在する組合に係るものについては、当該市に所在する福祉事務所長(境港市の区域に所在する組合に係るものについては、西部福祉事務所長))

(三) 第九十四条の規定による組合の業務又は会計の状況の検査(町村の区域に所在する組合に係るものに限る。)

別表第二児童相談所長の項第一号(中)「第三十三条」の下に「第二項」を加え、「の受託」を削る。

別表第二保健所長の項第三十二号に次のように加える。

(六) 第十四条の二の規定による業務の停止の処分を受ける者へのその処分の理由の通知及び弁明等の機会の供与

別表第二保健所長の項第三十五号に次のように加える。

(六) 第十六条の規定による業務の停止の処分を受ける者へのその処分の理由の通知及び弁明等の機会の供与

別表第二地方農林振興局長の項第十五号(二)及び(三)を削り、同項中第十五号の二を第十五号の三とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十条の規定による組合の信託規程の設定、変更又は廃止の承認

(二) 第二十四条の規定による組合の林地処分事業実施規程の設定、変更又は廃止の承認

(三) 第二十五条第一項の規定による組合の分担金の徴収の認可

(四) 第二十五条第三項の規定による組合の分担金徴収についての受益者の意見の聴取

(五) 第六十一条第三項において準用する第七十八条第二項の規定による組合の定款の変更に関する報告書の徴収(第百条第二項において準用する場合を含む。(六)において同じ。)

(六) 第六十一条第三項において準用する第七十九条の規定による組合の定款の変更の認可

別表第二鹵検定所長の項の次に大山農地開発局長及び中部農業開発事業所長の項として次のように加える。

大山農地開発局長	一 大山山ろく地域における総合農地開発事業及び広域営農団地農道整備事業(以下大山農地開発局長の項において「大山農地開発事業」という。)に係る知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
----------	---

(一) 請負契約の対象となる部分の設計金額(以下大山農地開発局長の項において「請負対象設計金額」という。)が三千万円未満の工事に係る起工の決定及び当該起工の決定をした工

事の設計の変更(国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするもの及び契約金額の二割以上の増減を伴うものに係る設計の変更を除く。)

(一) 請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定

(二) 請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係る請負契約の締結の決定

(三) 請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行

(四) 契約の対象となる部分の金額が五百万円未満の土地、水面等の測量及び調査の執行

(五) 契約の対象となる部分の金額が五百万円未満の設計又は監督の委託の決定

二 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち大山農地開発事業に係るもので次に掲げるもの

(一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額(請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下大山農地開発局長の項において(二)から(六)までを除き、同じ。)が三千万円

未満の工事に係るもの作成

(二) 第九条第一項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てることの要求のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの要求

(三) 第九条第二項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの承認

四 第十四条第一項(第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの決定

(四) 第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの決定

(五) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの指名

(六) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの決定

(七) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの決定

(八) 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求

(九) 第三十条第一項の規定による工事の監督の命令

(一〇) 第三十三条の規定による措置の要求

(一一) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものの変更等

(一二) 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものの変更等

(一三) 第四十条第一項後段(第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による工期の変更又は請負代金の額の変更の協

議のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの
協議

- (四) 第四十条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの一時中止
- (五) 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの承認
- (六) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの調査及び確認
- (七) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち請負対象設計金額が六百万円未満の工事に係るもの命令
- (八) 第五十七条第一項の規定による工事的物の使用のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの使用
- (九) 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの支払
- (十) 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの前金払
- (十一) 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確認
- (十二) 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの部分払
- (十三) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの承認
- (十四) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項に

おいて準用する場合を含む。)の規定による検査の命令のうち請負対象設計金額が六百万円未満の工事に係るもの命令

- (十五) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの支払
- 三 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち大山農地開発事業に係るもので次に掲げるもの
 - (一) 第八十九条の二第二項において準用する第五十二条第六項の規定による会議の招集
 - (二) 第八十九条の二第八項において準用する第五十三条の八の規定による一時利用地の指定等に伴う損失の補償、利益金の徴収並びに仮清算金の徴収及び支払
 - (三) 第八十九条の二第十項において準用する第五十四条の三の規定による清算金の徴収又は支払
 - (四) 第八十九条の二第十項において準用する第五十五条の規定による登記の嘱託
 - (五) 第一百三十三条の三の規定による管轄登記所への届出
 - (六) 第一百四十四条の規定による土地の分割又は合併の手続
- 四 土地改良登記令に基づく知事の権限に属する事務のうち大山農地開発事業に係るもので次に掲げるもの
 - (一) 第二条の規定による土地及び建物についての登記の嘱託
 - (二) 第三十三条の二の規定による土地の表示の変更の登記の嘱託
 - (三) 第三十三条の三の規定による所有権移転の登記の嘱託
- 五 大山農地開発事業を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する

<p>中部農業開発事業所 長</p>	<p>権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結</p> <p>一 久米ヶ原地区畑地かんがい事業、久米ヶ原地区は場整備事業、加勢蛇川地区は場整備事業、大栄地区畑地帯総合土地改良事業及び東伯地区かんがい排水事業（以下中部農業開発事業所長の項において「中部農業開発事業」という。）に係る知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 請負契約の対象となる部分の設計金額（以下中部農業開発事業所長の項において「請負対象設計金額」という。）が三千万円未満の工事に係る起工の決定及び当該起工の決定をした工事の設計の変更（国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするもの及び契約金額の二割以上の増減を伴うものに係る設計の変更を除く。）</p> <p>(二) 請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること</p> <p>(三) 請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係る請負契約の締結の決定</p> <p>(四) 請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行</p> <p>(五) 契約の対象となる部分の金額が五百万円未満の土地、水面等の測量及び調査の執行</p> <p>(六) 契約の対象となる部分の金額が五百万円未満の設計又は監督の委託の決定</p> <p>二 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち</p>
<p>ち中部農業開発事業に係るもので次に掲げるもの</p> <p>(一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下中部農業開発事業所長の項において、(二)から(六)までを除き、同じ。）が三千万円未満の工事に係るもの作成</p> <p>(二) 第九条第一項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てることの要求のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの要求</p> <p>(三) 第九条第二項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの承認</p> <p>(四) 第十四条第一項（第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの決定</p> <p>(五) 第十五条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの決定</p> <p>(六) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの指名</p> <p>(七) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの決定</p> <p>(八) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの決定</p> <p>(九) 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求</p>	

- (イ) 第三十条第一項の規定による工事の監督の命令
- (ロ) 第三十三条の規定による措置の要求
- (ハ) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものの変更等
- (ニ) 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものの変更等
- (ホ) 第四十条第一項後段(第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による工期の変更又は請負代金の額の変更の協議のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの協議
- (ヘ) 第四十条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの一時中止
- (ニ) 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの承認
- (ホ) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの調査及び確認
- (ロ) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち請負対象設計金額が六百万円未満の工事に係るもの命令
- (イ) 第五十七条第一項の規定による工事的目的物の使用のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの使用
- (ロ) 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの支払

- (イ) 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの前金払
 - (ロ) 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確認
 - (ハ) 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの部分払
 - (ニ) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの承認
 - (ホ) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査の命令のうち請負対象設計金額が六百万円未満の工事に係るもの命令
 - (ヘ) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの支払
- 三 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち中部農業開発事業に係るもので次に掲げるもの
- (イ) 第八十九条の二第二項において準用する第五十二条第六項の規定による会議の招集
 - (ロ) 第八十九条の二第八項において準用する第五十三条の八の規定による一時利用地の指定等に伴う損失の補償、利益金の徴収並びに仮精算金の徴収及び支払
 - (ハ) 第八十九条の二第十項において準用する第五十四条の三の規定による精算金の徴収又は支払
 - (ニ) 第八十九条の二第十項において準用する第五十五条の規定による登記の嘱託
 - (イ) 第一百十三条の三の規定による管轄登記所への届出

（内） 第百十四条の規定による土地の分割又は合併の手續

四 土地改良登記令に基づく知事の権限に属する事務のうち中部農業開発事業に係るもので次に掲げるもの

（一） 第二条の規定による土地及び建物についての登記の嘱託

（二） 第三十三条の二の規定による土地の表示の変更の登記の嘱託

（三） 第三十三条の三の規定による所有権移転の登記の嘱託

五 中部農業開発事業を施行するために必要な土地若しくは建物、

立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締

結

別表第二大山農地開発局長の項及び中部農業開発事業所長の項を削る。

別表第二土木出張所長の項第十九号(中)「(二)以上の土木出張所の管轄区域に係るものを除く。」を削り、同項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二 森林法第二十七条第一項の規定による保安林の解除の申

請のうち土木工事に係るものの申請

附 則

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表第三商工指導課の項の改正規定は、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第五号）第一条の規定の施行の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】